

○伊賀市地域福祉計画推進委員会条例

平成19年12月26日条例第57号

改正

平成21年3月6日条例第4号

平成26年3月28日条例第3号

伊賀市地域福祉計画推進委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する伊賀市地域福祉計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、市長の附属機関として、伊賀市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、計画の推進に関して必要な事項を調査及び審議するとともに、計画の進捗状況の確認及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 市民から公募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、計画の期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(テーマ別部会)

第7条 委員会に、必要に応じてテーマ別部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、処理した結果を委員長に報告しなければならない。
- 3 部会長は、部会委員の互選により選任する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部医療福祉政策課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成18年伊賀市告示第178号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。